

# 調査書作成要領

## 1 調査書作成に当たって

中学校長又は義務教育学校長は、調査書の作成に当たっては、調査書作成委員会（以下「委員会」という。）を設けて、厳正を期する。

委員会は、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任及びその他教員をもって構成し、校長を委員長として組織する。

## 2 調査書作成上の注意事項

- (1) 調査書は、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）生徒指導要録、健康診断票等の資料に基づいて作成する。
- (2) 令和6年3月卒業見込みの生徒に関する第3学年（義務教育学校にあっては第9学年。以下同じ。）の記録は、令和6年1月31日現在で記入するとともに、記載年月日も同一とする。
- (3) 鮮明に記入する。なお、必要に応じてゴム印、ワープロ等を用いてもよい。
- (4) 記入する数字は、全て算用数字を用いる。

## 3 調査書記入上の注意事項

- (1) 「受検番号」の欄は、自動入力されるもの以外は、中学校では記入しない。
- (2) 学級及び整理番号は、第3学年の学級及び整理番号を記入する。
- (3) 「1 学籍の記録」の欄の記入について
  - ア 氏名の表記は、生徒指導要録の文字に一致させる。
  - イ 元号及び卒業見込又は卒業については、該当事項を○印で囲み、生徒の卒業見込み年月日又は卒業した年月日を記入する。
- (4) 「2 各教科の学習の記録」の欄の記入について
  - ア 「Ⅰ 観点別学習状況」の欄には、第3学年の評価について、A及びCのみを記入し、Bは記入しない。
  - イ 「Ⅱ 評定」の欄には、「児童生徒の学習評価及び指導要録に記載する事項等」（岐阜県教育委員会）に基づき、各教科の各学年（義務教育学校にあっては、第7、8及び9学年。以下同じ。）の評定を、目標に準拠した評価による5段階の評定で記入する。また、過年度卒業の出願者については、生徒指導要録の各学年の評定を記入する。なお、平成29年度以前に中学校を卒業した者については、調査書の提出は必要ない。
- (5) 「3 総合的な学習の時間の記録」の欄の記入について  
第3学年において取り組んだテーマを記入する。
- (6) 「4 特別活動の記録」の欄の記入について
  - ア 特別活動における生徒の活動について、「Ⅰ 活動の状況」の欄には、学級活動、生徒会活動、学校行事における優れた項目に○印を記し、「Ⅱ 事実」の欄には、その主な事実について、具体的に記入する。
  - イ 記入内容がないときは、「Ⅱ 事実」の欄に「特記事項なし」と記入する。
- (7) 「5 欠席の記録」の欄の記入について  
「欠席日数」及び「備考」の欄には、各学年の欠席日数及び欠席理由の主なものを記入する。
- (8) 「6 学校内外における諸活動の記録」の欄の記入について
  - ア 学校内外におけるスポーツ活動や文化活動への取組状況、主な大会の成績、社会活動やボランティア活動の取組状況等について最大5つまで具体的に記入する。
  - イ 記入内容がないときは、「特記事項なし」と記入する。
- (9) 「7 特記事項」の欄の記入について
  - ア その他、特記すべき事項がある場合に記入する。
  - イ 記入内容がないときは、「特記事項なし」と記入する。